



新たな資源の分別収集とスプレー缶等取扱いについて

亀山市では、これまで「可燃系資源ごみ」として、新聞やダンボール、雑誌、本、パンフレット、飲料用紙パックを、また、「不燃系資源ごみ」として、リターナブルびんや茶色びん、無色透明びんを分別収集してきました。

この度、廃棄物の再生利用拡大と資源化率の向上を図るため、現在、一般ごみとして取り扱っております「雑がみ」と「その他色びん」を新たな資源ごみとして、本年10月1日から分別収集を試行的に開始します。

また、スプレー缶等をごみ出しする場合は、穴あけが必要ですが、スプレー缶等の穴あけによる事故等を防止するため、10月1日から穴あけは不要とする取扱いに変更します。

なお、分別収集に関しては、市広報紙や市ホームページ、行政情報番組等により、市民の皆様へ周知を図り、円滑な実施に向け取り組みます。

「雑がみ」及び「その他色びん」の分別収集により、限りある資源を有効活用することで循環型社会への貢献がより一層進むとともに、スプレー缶等の穴あけ不要により、市民の皆様が安心してごみ出しができるものと期待しています。